

関係老人福祉施設・介護保険事業所管理者 様

山口県健康福祉部長寿社会課 施設 班 長  
介護保険班長

**令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）費補助金における  
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出について**

本県の高齢者保健福祉行政の推進につきましては、平素から御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記補助金の交付を受けた事業者におかれましては、当該補助金に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）、別記第4号様式（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書）を下記期限までに提出していただく必要がありますので、再度お知らせいたします。

また、既に提出されている報告書について、仕入控除税額の算出根拠のわかる資料が添付されていない、又は仕入控除税額が0円である根拠が明示されていない等の理由から、記載内容の正誤を確認できないものが見受けられます。

つきましては、算出根拠及び記載内容を確認するため、別添のとおり、入力用シートを付した報告様式をお示しいたしますので、未提出の事業者だけでなく、既に御提出いただいている事業者におかれましても、お手数をおかけしますが、当該様式にて再度御提出いただきますようお願いいたします。

なお、仕入控除税額がある場合には、当該仕入控除税額を県へ返還していただく必要がありますが、返還方法や時期については、別途お知らせしますので、御留意ください。

記

**1 提出が必要な書類**

- ①別記第4号様式（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書）
- ②入力用シート
- ③添付書類（別記第4号様式に記載されているもの※）
  - ※入力用シートの作成により別記第4号様式へ自動転記されます。
  - ※※③について既に御提出いただいている場合は、①②のみの提出で差し支えありません。

**2 提出期限**

令和4年5月31日（火）

※仕入控除税額が確定した場合は上記期限にかかわらず、速やかに御提出ください。

**3 提出先及び提出方法**

- 提出先 山口県健康福祉部長寿社会課
- 提出方法 メール又は郵送
  - メールアドレス : kaigo.ironkin@pref.yamaguchi.lg.jp
  - 住所 : 〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

問い合わせ先 施設 班 : 083-933-2858 (老人福祉施設担当) 介護保険班 : 083-933-2856 (介護保険事業所担当)
------------------------------------------------------------------------------